

①児童指導員の任用資格について

- (中央児童相談所) 保護担当の児童指導員5名の資格要件は、どれか。
→次の表のとおり

児童指導員		中央児童相談所	療育福祉センター	
		保護担当(4)	相談通園部(1)	難聴(1)
1	地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者			
2	学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	2	1	1
3	学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者			
4	学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学に専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者			
5	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者			
6	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法の規定により大学への入学を認められた者若しくは12年の学校教育を修了した者、又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	2		
7	学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を持ち、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めた者			
8	3年以上児童福祉事業に従事した者で厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの			

(※参考)

児童福祉司		中央児童相談所		療育福祉センター
		相談担当(9)	虐待担当(6)	相談通園部(3)
1	厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者	1	2	
2	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの	1	1	
3	医師			
4	社会福祉士	6	2	
5	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者			
6	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの	1	1	3

②児童福祉司の発令について

- 療育福祉センターの福祉司について、児童福祉司の発令が必要なのではない。
→児童福祉司の資格を有している者(又は、有する見込みの者)を人事異動で配置しており、県の職員の職について、法令に基づく特別の職(例:児童福祉司)は、補職名として用い、形式による発令は行わないこととなっている。
なお、療育福祉センターで障害児の相談業務を担当する職員については、中央児童相談所の兼務職員として発令している。